

白鳥圭志氏学位請求論文
『戦後日本金融システムの形成』（八朔社、2017年）
審査報告

1、はじめに

白鳥圭志氏は2000年に一橋大学大学院経済学研究科を単位取得退学し、現在東北学院大学経済学部の日本文学担当教授である。白鳥氏の学位請求論文『戦後日本金融システムの形成』は、これまで金融史研究を精力的に進めてきた著者の約10年間にわたる研究成果をまとめたもので、2017年10月に八朔社から刊行されている。学位請求論文（以下、本論文とする）は、序章、本文4章、終章から構成され、400頁を超える研究書である。

戦後日本の金融システムの歴史的形成過程やその展開については、現状分析を含めて数多くの研究が行われている。高度成長期の日本の経済発展において果たした金融システムの役割やバブル崩壊後に表出した金融システム不安による日本経済への影響など、金融システムのありようと日本経済の展開とは密接不可分な関わりを持っている。したがって、金融システム自体の実態解明に加え、金融システムが経済全体にどのような機能を有していたのかなど議論される論点も多岐に及んでいる。

本論文では、そうした戦後日本の経済発展において重要な役割を有した金融システムの歴史的形成過程について、先行研究の成果を詳細に再検討しながら、個々の金融機関や政策担当機関の動向など、金融システムに関わる様々な主体のありようを分析するとともに銀行の様々な機能の実態を丹念に明らかにしている点が特徴である。また、個々の金融機関の内部文書など貴重な一次資料を駆使し先行研究が明らかにした金融システム像を再検討する点も本論文が高い評価を受ける要因の一つであろう。

2、学位請求論文の要旨

戦後日本の金融システムの特徴の一つとして、「メインバンク・システム論」（以下括弧をはずす）があげられる。青木昌彦氏が提唱したこのメインバンク・システムの特徴は、「貸出審査・監督機能を果たす幹事行を中心とする協調融資を指し、長期的な融資関係に基づく、情報生産・蓄積機能、貸出リスクの分散を持つもの」と定義される。具体的には、日本の金融機関が有していた借り手の選別や監視、救済機能が、大企業を中心とした借り手企業への規律付けとして機能していたと把握される。そして、これらの仕組みは、高度成長期の日本経済をけん引した大企業の金融的側面を支える役割を持っていたと位置づけられている。

この戦後日本の金融システムの中核をなすメインバンク・システムについて、経済史研究では、その歴史的淵源やシステムの実態について数多く研究されてきた。例えば、青木氏らの議論を継承した岡崎哲二氏は、第二次世界大戦期にその「歴史的源流」を求め、総力戦体制下でのメインバンク・システムの形成を主張している。加えて、メインバンク・システムと産業政策との制度的補完関係が効率的な資金配分を通じた健全な経済発展を促した点に

についても強調している。ただ、こうしたメインバンク・システムの実態やその評価については、その後、多くの研究者らによって実証的に批判されるなど、歴史研究としてのメインバンク・システムの形成過程とその実態解明は、今日、経済史・金融史研究の重要な課題の一つにもなっている。

本論文では、メインバンク・システムがどのように形成されたのか、戦後日本の金融システム全体の歴史的展開との関わりから明らかにしようとしている。著者はそこで以下の論点を中心に分析をすすめている。第 1 に、戦後日本の金融システムが戦時期の影響を受けつつも戦後復興期のドッジラインに伴う金融制度改革によって激変し、1 ドル 360 円レートによって規律付けられた点など、戦後の金融制度改革の画期に注目する。先行研究において「戦時期の遺産」として把握される金融システムを戦前・戦後の連続・断絶のありようを意識しながら形成過程を明らかにしようとしている。第 2 に「護送船団方式」とよばれる大蔵省による各金融機関への金融検査や行政指導の実態など、戦後の金融行政のありようを明らかにする点があげられる。特に地方銀行以下の業態の金融機関が有する「規律性」そのものが、行政当局によってどのように規律付けられたのか、またはされなかったのか、金融行政の実態を明らかにしようとしている。第 3 に、六大企業集団の中核行のみにメインバンク・システムの分析対象が限定されているという先行研究の問題点を指摘し、それ以外の金融機関の実態を分析した点があげられる。金融機関が借り手に対して実際、どこまで「規律性」を有していたのか、民間金融機関の審査能力の実態を明らかにしようとしている。加えて、産業構造の変化が激しい高度成長期の日本において、金融機関がどこまで適切な貸出審査や管理体制を構築できたのか、衰退産業との関連も含め明らかにしようとしている点があげられる。以上の点に留意しながら、戦時期から 1970 年代までの日本の金融システムの歴史的形成過程を総力戦体制下（戦時期）、戦後改革期、高度成長期の 3 つの時期に区分し（第 1 章から第 3 章まで）、あわせて、高度成長期の証券市場の展開も分析している。以下では、各章の内容を検討するとともに、その研究成果に対する批評を行っていく。

第 1 章では、1937 年の日中戦争勃発以降から 1945 年の敗戦までの総力戦体制下における金融システムがどのように変化したのか、また、戦後日本の金融システムの特徴がどの程度、形成されたのかを、資金供給の側面における日本銀行の役割や銀行合同が進む地方銀行などの動向を中心に分析をすすめている。まず、戦時期の金融システムが日銀信用に依存したインフレ促進的、産業発展阻害的な制度であった点を指摘し、その仕組みが戦後のドッジラインを契機とする 1 ドル 360 円レートを前提としたインフレ抑制的、産業発展促進型のシステムの転換まで連続性が強かったと把握している。そして、戦時期の金融システムにおいて、日銀による総力戦体制維持を目的とした国債消化は、自発的かつ積極的な姿勢がみられたと指摘している。1940 年以降、都市銀行の国債消化力低下を補完するため地方銀行が活用されるとともに、一定程度の収益を付与する形で総力戦体制へ地方銀行を統合する方針がとられた。ただ、銀行間の競争関係の実態を尊重した銀行合同方針など、総力戦体制下に安定的に統合する意味では限界がみられていた。すなわち、先行研究が把握した戦時期に

における金融機関の組織化や協調金融体制といった仕組みには、ほころびが生じていたことが明らかにされたのである。加えて、当該期の都市銀行の貸出審査はほとんど機能せず、また、協調融資に関わる地方銀行も「時局産業」という点から貸出リスクの管理体制が弛緩していたことが指摘されている。協調融資の数が少ない点も指摘するなど総力戦体制が戦後の協調融資普及の画期ではなかったことが明らかにされている。

以上の戦時と戦後の断絶面に加え、戦後に連続した点も明らかにしている。著者は「護送船団方式」ほどの統制力はないものの、戦後の金融システムを特徴づける金融行政が形成される歴史的な前提条件が醸成しつつあったことを指摘している。例えば、それまで銀行経営の信用力を担保してきた地方資産家が地方銀行の経営から撤退し、日本銀行や中央の官僚出身者が地方銀行に「天下る」動きが目立つようになった点をあげている。

第2章は、第二次大戦期から戦後復興期の時期を対象に、戦時体制下の金融システムの変化のありようとメインバンク・システムの重要な機能である金融機関による救済機能がどのような経緯のもとで付与されたのか、また同システムにおける株式持ち合い機能について実証的に分析している。

戦時期からドッジラインの時期までの金融システムの連続性は強かったものの、ドッジライン以後、日本開発銀行の設立や長期信用銀行制度の導入などによって、それまでの日銀への依存は極小化したことが指摘されている。また金融行政では、行政指導を実施する際、基準となる数値や根拠を示すなど、一定の説明責任を果たす姿勢に転換した点、加えて、銀行合同方針を改めて、新たに地方銀行の新設を認めることで、地方銀行以下の業態の保護に方針を転換した点を明らかにしている。地方銀行を含む、信組、信金、相互銀行など中小企業向けの業態に関わる金融機関に対して、利益を付与する水準での預金金利や貸出金利が設定された。一方でこの金利水準は、より上位の都市銀行などにレントを発生させ、それが経営悪化した取引先への救済機能を発揮できる条件となったことも指摘されている。このように、中小企業金融機関保護政策とメインバンクによる救済機能には制度的補完関係が存在していたことが明らかにされている。また、日本銀行の斡旋融資とメインバンク・システムとの関係についても、1950年代初頭時点でも都市銀行の審査・管理体制は未整備であった点が明らかにされている。

第3章では、1960年代、市中資金利用を極大化したインフレ抑制型の産業発展促進的なシステムの下で、メインバンク関係や融資系列の形成がどのように展開したのか、日銀の動向を含め、個別金融機関の経営実態を詳細に分析することで明らかにしようとしている。当該期のメインバンク・システムは、協調融資の下、リスク分散をはかるとともに貸出の審査・管理を通じて、銀行が借り手企業を規律付けることにその意義を有していた。日本銀行は、金融政策による規律付けを企図したものの、引締めに対応した貸付の十分な収縮をはかることは困難で、市中銀行への規律付け効果は発揮できなかった。一方、大企業向け融資で重要な役割を果たした政府系金融機関の日本開発銀行の動向をみると1950年代末の時点で過剰設備、過剰融資が顕在化した際に融資を引き上げていた。そのため、審査・管理能力と

は別に結果として不良化を回避することが出来た可能性がある。また同じく政府系金融機関である興銀では、重化学工業向けの貸出についての審査・管理能力を有していたものの、その能力が発揮されたのは1950年代終わりから1960年代前半期の短期間に限定されていたことが明らかにされた。1960年代以降において政府系金融機関の貸出等の審査・管理能力の発揮は困難であったと筆者は評価している。

メインバンク・システムで重視される都市銀行群については、ここでは最上位の三菱のほか、先行研究では看過されてきた中位・下位の都市銀行をとりあげ、その中で三和、北海道拓殖を事例に分析している。三菱銀行の事例では、比較的自己規律の高さがみられた一方で、それ以外の三和や北海道拓殖銀行などの都市銀行では、借り手企業の規律付けにつながる審査・管理体制の構築が不十分であったことが明らかにされた。中位、下位銀行は、有用な融資先であった繊維産業の衰退や戦前来の地域経済の融資基盤の弱さの中で、規律付けよりも自行の融資基盤の確保を目指していた点が指摘されている。先行研究が把握したメインバンクとしての借り手の規律付けといった事象は、当時の都市銀行の審査の実態として一面的であったことが示されている。加えて、地方銀行、相互銀行では、1960年代前半まで大蔵省の指導を受け入れ内部管理体制を整える段階であったことも分析され、当該期が組織内で借り手への規律付けの仕組みを構築化する時期であったと明らかにしている。高度成長期の都市銀行最上位行の一部を除いて、日本の金融機関では、貸出審査・管理機能は発揮していなかったのである。

第4章では、高度成長前半期の証券市場の動向を投資信託制度の変化、特にオープン型投信制度をめぐる改革とその影響について論じている。証券市場の展開は、大蔵省による企業の銀行部門への過剰依存の是正といった「金融正常化」を実現しようとした結果であった。この改革によって証券金融と株式市場との関係を密にし、大衆投資家を証券市場への誘導することを企図していた。しかし、結果として大衆投資家の流入と急激な離反を招き、コール市場の縮小と不安定化を招いたことが明らかにされた。これら改革は金融正常化を目的としながらも、政策当局の意図に反して、投信市場や株式市場の混乱をもたらしたと指摘している。

以上4章、400頁以上におよぶ分析から、終章では、戦後日本の金融システムにおける戦後金融制度改革の画期性とメインバンク・システムにおける借り手企業への規律付けの2点について先行研究との比較を行っている。

3、本論文の評価と残された課題

本論文の成果として注目すべき点として、以下の2点があげられる。第一に、メインバンク・システムの中核である金融機関の動向を追うだけでなく、大蔵省を主体とした金融行政や日本銀行（復興期であればGHQも含む）など金融システムに関わる様々な主体の動向との関連から明らかにしようとする点である。各主体のミクロ的な動態を一次資料に基づき詳細に分析することで、金融システムのそれぞれの機能が歴史的にどのように形成されて

きたのか、これまでの先行研究では明らかにすることができなかった論点の詳細が明らかになっている。

第二に、都市銀行、地方銀行の金融機関の活動実態を詳細に明らかにすることで、借り手への「規律性」の実態が明らかになった点である。第3章で明らかにしたように、高度成長期の銀行が有していた借り手への規律付け機能は、都市銀行でも最上位であった三菱銀行など一部の銀行が有していた機能であり、当該期の都市銀行ならびに地方銀行を含めた金融システム全体が共有するような機能ではなかったことが明らかにされた。当該期のメインバンク・システムの実態解明に成功しているといえるだろう。

このように、非常に優れた実証分析を行った本論文であるが、若干の課題も残されている。ミクロ的な主体の動向から金融システムの機能やその形成過程を詳細に明らかにした一方で、日本経済全体との関わりなど、マクロ的な視野での金融システムの評価が必ずしも明確ではなかった点があげられる。加えて、戦後日本経済が直面していたインフレに対して、金融機関がどのような行動をとったのか、その動向や評価についても今後の研究が求められるだろう。しかしながら、いくつかの問題が指摘されるものの、本論文の優れた価値への評価は変わらないだろう。戦後の金融機関の経営動向や貸出・審査機能に関して内部の一次資料がほとんど公開されていない状況下において、本論文以上の資料収集とその分析は難しく、経済史、金融史研究において非常に価値が高いものであることには変わりないからである。

4、結論

以上、本論文は、経済史、金融史、銀行経営史など戦後日本の経済発展における金融の果たした役割に関する主要な論点を再検討することで、これまでの先行研究を批判的に継承することに成功し、当該分野の研究水準を高めたと評価することができ、この分野の学問的貢献が非常に高いと評価している。よって、審査委員一同は白鳥圭志氏に一橋大学博士（経済学）の学位を授与することが適切であると判断する次第である。

2019年5月15日

審査委員

鎮目雅人

高柳友彦

友部謙一